

**諸外国における合理的配慮について**  
**(特別支援教育の在り方に関する特別委員会 (第 10 回) (平成 23 年 5 月 27 日))**  
**独立行政法人特別支援教育総合研究所提出資料より抜粋)**

## ＜イギリス＞

### (1) プライマリースクール、セカンダリースクールにおける配慮

通常の学校の中で、SEN のある子どもに対する特徴的な配慮としては、校内の SEN についての体勢を整備する SEN コーディネーター (Special Educational Needs Coordinator (SENCO)) の存在と段階的な教育的な手立てを用意するスクールアクション (School Action)、スクールアクションプラス (School Action Plus) の存在である。また、教育内容はナショナルカリキュラムを基にしたものが行われることとなっている。

SEN コーディネーターは、日本の特別支援教育コーディネーターに似た役割をとる教員で、校内の SEN のある子どもの拾い出しを行ったり、SEN のある子どもの教育について担任とともに個別教育計画 (IEP) をたてたり、教育の評価を行ったりする役割を担っている。

スクールアクションは、SEN があると認められた子どもに対して行う支援の 1 番目の段階である。子どもの特別な教育的ニーズは少なく、多くは校内のリソースの工夫によって支援を行う段階である。個別教育計画を作成した上で、授業の工夫や配置されていた補助教員が積極的に関わることで支援を行う。

スクールアクションプラスは、スクールアクション段階での支援ではカリキュラムにアクセスすることが難しい子どもに対して行う支援の段階である。スクールアクションプラスでは、地方行政当局が学校に対して資金の提供を行い教材の工夫を行ったり、新たに補助教員を配置したり、地方行政当局から派遣された専門的な教員 (巡回教員) を活用した個別の指導などを行ったりするなどの、スクールアクションよりも手厚い支援が行われる。

スクールアクションプラス段階でも子どもの改善が見られない場合は、地方行政当局が中心となって法定評価 (Statutory assessment) を行い、その子どもの必要な教育的な手立てについて総合的に判定を行い、必要性が認められればステートメントを作成する。ステートメントが作成された場合には、日本の通級指導教室にあたるリソースベースド (Resource Based) などを利用したより手厚い教育的な手立てを利用することになる<sup>5)</sup>。

こうした形で、通常の学校の中で SEN が進められるが、SEN のある子どもの特別な教育的なニーズが、通常の学校の中で提供できない場合には特別学校において教育が行われることとなる。こうした形で、教育全体での SEN の対象となる子どもの割合は 20%程度となる<sup>4)</sup>。

### (2) 医療的ケア

医療的なニーズがある子どもの教育については、2001 年にガイドラインが設けられており、学校内で学習が可能な子どもに対しての医療的なケアについて述べられている。

医療的なニーズが複雑で学校での対応が難しい子どもは病院にいる。その場合、教育

的なサービスは地方行政当局より派遣される巡回教師により担われている 6)。

### (3) 教育内容の調整

スクールアクション段階から個別教育計画が作成され、保護者との話し合いももたれながら、定期的に評価される。また評価により教育の内容が適切でなければ、スクールアクションプラス、法定評価と段階的に教育的な手立てが手厚くなる仕組みが取られている。

### (4) 障害のある児童生徒の学習内容と卒業

すべての子どもが年齢により進級し卒業する。

通常の学校に在席している障害のある子どもでも、学習の困難さが少ない場合は、日本の学習指導要領にあたるナショナルカリキュラムを履修することとなる。個別教育計画の目標は、一人一人の学力を考慮したナショナルカリキュラム内容を基にしたものとなる。この個別教育計画は、評価と見直しがなされるが、効果が得られていない場合には、学力の向上を図るための更に別の教育的な手立てを投入することが検討される。

学習に困難がありナショナルカリキュラムの内容を履修することが難しい子どもの多くは、特別学校に在席する。この場合、特別学校において、個別教育計画がたてられ、一人一人の到達目標に合わせた教育が行われるが、ナショナルカリキュラムにつながる目的で設定された到達目標 P スケール (P-scales) の学習内容を行うこととなる。

### (5) 障害認定のある子どもに対して予算が配分される仕組み

スクールアクションプラス段階から、学校からの申し込みにより、地方行政当局から学校にそれぞれの子どものに必要な予算が配分される。

法定評価によりステートメントが発行された子どもについては、ステートメント上で教育的な手立てについて具体的な記述がなされており、その教育的な手立てについては地方行政当局と学校が用意する義務がある 5)。

## 【引用文献】

- (4) Department for Education : Special Educational Needs in England: January 2010  
<http://www.dcsf.gov.uk/rsgateway/DB/SFR/s000939/index.shtml> (アクセス日 2011/05/23)
- (5) Department for Education and Skills (2001) Special educational needs: Code of practice
- (6) Department for Education and Skills (2001) Access to Education for children and young people with Medical needs

## <フランス>

### (1) 合理的配慮の規定

試験の配慮(時間延長、機器の利用など)について、学校教育における選抜試験等における合理的配慮に関する通達(CIRCULAIRE N° 2006-215 DU 26-12-2006)が行われている。

## (2) 医療的ケア

病院の場合には、国立遠隔教育センター（CNED : Centre National d 'Enseignement à Distance）などで就学が確保（通信教育あるいは教員派遣）される。また、肢体不自由医療センターには学校ユニットを持つ特別教育施設が併設されている。（日本の療育センター等に併設した特別支援学校に近い支援体制がある。）

さらに、公立のリセの中には、気管切開をした筋ジストロフィー者を含めた肢体不自由の子ども（通常の学力のある子ども）を主たる対象にした学校があり、寄宿舎、訓練室を有するため、運動療法士や看護師が常駐しているケースもある。

## (3) 教育内容の調整

教科の内容と指導方法、授業の進め方は、障害別の特別教育免許を有する教員によって実施される指導の中で調整される。また、個別就学計画に書かれる配慮等には、課題数の低減、書き取りの低減あるいは、穴埋め形式の書き取りへの変更、教員による授業ノートの提供、予習のための資料の事前配付、コンピュータソフトウェアの利用など含まれる。

## (4) 知的障害のある児童生徒の卒業要件

知的障害があつて特別なクラスに入る場合には、一般職業教育証明書 CFG : certificat de formation générale の試験を受けることができる。この CFG の試験の水準は、共通基礎の第 2 段階（小学校課程修了）程度となっている。

知的障害があつて中等教育段階にコレージュに併設する“適応教育・職業教育部門”の SEGPA : Section d 'enseignement général et professionnel adapté へ就学する場合にも、SEGPA の他の生徒同様に、一般職業教育証明書 CFG : certificat de formation générale の試験を受けることができる。SEGPA を修了すると、職業適性証 CAP : Certificat d 'aptitude professionnelle という中等教育レベルの職業資格を目指す 2 年課程が職業リセなど進む進路もある。また、CFA という職業見習い養成センターがあり、企業で働きながら CAP を目指すことも可能である。

上記のケースでは、「共通基礎」の修得とは別の教育課程となるために、中等教育修了資格といった通常の卒業や修了資格は得られない。したがって、通常学級に就学している場合は「共通基礎」の学習に沿った資格を得ることになる。

## (5) 障害認定のある子どもに対して予算が配分される仕組み

障害児教育手当（AEEH : L 'Allocation d 'Education de l 'Enfant Handicapé）と障害者手当（la Prestation de Compensation du Handicap）がある。また、個別就学計画に記述される支援の費用が、直接に子どもに配分されることはない。

障害児教育手当は、20 才以下の者に対して、その障害の程度に応じて支給される。これは家族手当金庫（CAF）から支払われる。金額は、1 段階が 120.92 ユーロであり、障害の程度が増加すれば金額が増える。この障害の程度は 6 段階になっており、一人親などの条件によって加算額（404.31 ユーロ）が決められている。最も障害が重く、一人親であれば、最大で毎月 1,417.23 ユーロとなる。また、子どもが 16 才になって働くことが出来なければ、最低賃金の半額が支給されるため、16 才になった時点で、県障害者事務所の決定で、県議会から支給される障害者手当に移行するケースが多い。

なお、個別就学計画に記述された支援サービス（特に、厚生省系の療育的サービス）は、社会連帯金庫を通じて県議会から支出されるが、学校生活補助員の給与と教員の給与、担当教師（個別就学計画のフォローアップチームのリーダー）による個別就学計画のフォローアップの費用については国民教育省の負担となる。また、個別就学計画の立案は県障害者事務所の役割であるため、そのための担当教師の仕事、移動費用は設置者の県議会から支出される。

## <イタリア>

### （１）小中学校等における配慮

活動の場、形態、学習時間、評価などが、子どもの実態に応じて柔軟に対応されている。こうした活動の内容は、すべて個別教育計画（P.E.I）に盛り込まれる。

### （２）医療的ケア

プログラム協定により、医療行為等は地域保健機関に所属する医師及びコメディカルスタッフに委ねられる。教員が医療行為をすることはない。

### （３）教育内容の調整

支援教師が、地域保健機関のスタッフ、保護者とともに個別教育計画（P.E.I）を作成し、個別の教育計画が検討される。

### （４）知的障害のある児童生徒の卒業要件

知的障害のある児童生徒の卒業要件については、以下の法律等に規定されている。<sup>(12)</sup>

#### ① 1992 年法律第 104 号第 16 条

障害がある児童生徒の評価は、児童生徒の能力や潜在的力量に基づいて作成される個別教育計画（P.E.I）のみに基づく。評価結果は、指導開示時点の水準と比較した進歩の状況に関して示される。

#### ② 1995 年教育省告示第 80 号第 9 条

中学校卒業認定試験について、中学校の指導目標範囲内で指導開始当初の能力及び「個別教育計画」（P.E.I）を考慮して、授業で学習した内容と一貫性のある試験を準備することとする。また、障害がある生徒が同じ学年に 3 度在籍する権利があることもこの告示で確認されている。

高等学校卒業試験については、教育省の教育指導計画で評価された生徒のみが卒業試験、資格試験、高等学校卒業試験の受験を認められる。

#### ③ 1997 年教育省告示 266 号

教育指導計画と異なる方式で評価された生徒には、以下の権限を有することが規定された。

- ・ 職業専門学校卒業試験及び芸術学校卒業資格試験への参加
- ・ 実施されたコース内容と同質であるが、内容の異なる試験の実施
- ・ 能力及び取得技術の証明
- ・ 職業訓練課程受講に有効な証明書の発行

【引用文献】

- (12) IBP,USA(2009). Italy education system and policy handbook. Washington DC:  
International buiseness publications,USA.